

熊本大学学術リポジトリ運用指針

平成18年 4月18日

附属図書館運営委員会制定

(熊本大学学術リポジトリ)

1. 熊本大学附属図書館は、熊本大学（以下「本学」という。）において作成された電子的な学術研究成果を収集し、熊本大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に恒久的に蓄積・保存し、学内外に無償で発信・提供することにより、本学の学術研究の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすものとする。

(登録)

2. 登録対象となる学術研究成果は以下の要件を満たすものとする。

- (1) 学術的な研究の成果であること。
- (2) 本学に所属する研究者が、その主要な部分を作成したもの
- (3) 電子的フォーマットで作成されていること
- (4) ネットワークを通じて配信できること

3. リポジトリに学術研究成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は以下のとおりとする。

- (1) 本学に在籍する、または在籍したことのある教職員及び大学院生
- (2) その他館長が特に認めた者

4. 登録者は、リポジトリの登録システムを通じて、自らが作成したもしくは作成に関わった学術研究成果を登録することができる。また、著作者の依頼を受けて、附属図書館が代行して学術研究成果をリポジトリシステムに登録できる。

(登録された学術研究成果の利用)

5. 附属図書館は、以下の方法により、リポジトリに登録された学術研究成果を利用する。

- (1) 当該学術研究成果を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
- (2) ネットワークを通じて(1)の複製物を不特定多数に無料で公開(送信)する。
- (3) 保存及び利用可能性の維持のための複製・媒体変換を行う。

6. 附属図書館は、リポジトリに登録された学術研究成果の利用については、以下のことを遵守する。

- (1) 5. に掲げた利用方法以外による利用は行わない。

(2) ネットワークを通じて学術研究成果を利用する者に対し、著作権法を遵守するよう次の内容を周知する。

- ・学術研究成果の利用にあたっては、原則として著作権者に許諾を得なければならないが、私的使用目的での複製や引用等、著作権法で定める権利制限規定の範囲内の利用については、著作権者に許諾を得る必要はない。

(学術研究成果の著作権と利用許諾)

7. 学術研究成果の著作権が登録者のみに帰属している場合は、登録者は、附属図書館に対し、5. に掲げた利用を無償で許諾する。

8. 学術研究成果の著作権が登録者を含め複数の者に帰属している場合は、登録者は、附属図書館に対し、5. に掲げた利用を無償で許諾することについて、他の著作権者から同意を得なければならない。

9. 学術研究成果の著作権が登録者以外に帰属している場合は、登録者は、附属図書館に対し、5. に掲げた利用を無償で許諾することについて、著作権者から同意を得なければならない。なお、著作権者があらかじめ許諾の方針を示している場合にはこれを要しない。

。

10. 学術研究成果がリポジトリに登録された後も、著作権は附属図書館に移転されることなく、著作権者の元に留保される。

(学術研究成果の公開の解除)

11. 附属図書館は、以下の場合に、リポジトリに登録された学術研究成果の公開を解除することができる。

- (1) 登録者が、理由を付して公開の解除申請を行い、それを附属図書館長が承認した場合
- (2) 公序良俗に反する、盗用・剽窃による成果である、または内容が著しく不適切である等の理由により、附属図書館長が公開の解除を決定した場合

附則

1 この指針は、平成 18 年 4 月 18 日から施行する。